

自賠責保険・共済のご案内

「知らなかったでは済まされないまさかのための自賠責！」

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成27年の事故発生件数は約54万件、死傷者数は約67万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加わることが義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人

賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください！

10月は「不正軽油防止強化月間」です

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、主にトラックやバスなどの大型車両に使用される軽油に、灯油や重油などを混ぜて販売したり、使用したりしているものです。

例えば、廃工場や空き地にタンクローリーが出入りしている、夏場に大量の灯油を購入している、著しく安い価格で軽油を販売している、など。ささいな情報でも構いませんので、ご提供ください。

不正軽油を発見、又はそれらしき情報がありましたら、不正軽油ストッパー110番へ(軽油引取税) 電話 0146-221-9062

「無料調停相談会」のお知らせ

静内調停協会では、裁判所に

おける調停手続の理解・普及を目的として無料調停相談会を実施します。

交通事故・金銭・土地建物・公害・家庭の問題でお困りの方は調停委員が調停手続の利用についてご相談に応じます。

また、現在問題を抱えていない方には調停手続の概要について説明をいたします。

事前の予約は不要ですので、どなたでもお気軽にお越しください。

○とき

10月18日(火)

10時から16時(受付は15時まで)

○ところ

新ひだか町ピュアプラザ2階

(静内御幸町2丁目1-40)

○相談内容の例

・交通事故

車の修理費や通院費を払ってほしい

・金銭

貸したお金を返してくれない

・土地建物

隣家の木が、自分の敷地内に入っているのをどうにかしたい

・家庭

離婚、離婚に伴う財産分与、

養育費など

※右記は一例です。右記以外の相談も受け付けます。

▼問い合わせ先

静内調停協会

(静内簡易裁判所内)

電話 0146-421-0120

「公正週間」のお知らせ

●日本公证人連合会による「電話相談」

03-3502-8239

○受付期間・時間

平成28年10月1日(土)～

10月7日(金)(土・日を含む)

午前9時30分～正午まで

午後1時～午後4時30分まで

○相談内容

公正証書による遺言、金銭の貸し借り、養育費の支払の約束、任意後見契約 など

○相談員

日本公证人連合会所属公证人

●苫小牧公证役場による「夜間公正相談会」

○日時

平成28年10月4日(火)

平成28年10月6日(木)

午後5時～午後6時30分

○場所

苫小牧公证役場

(苫小牧市表町2-3-23

エイシンビル2階)

○相談内容

公正証書による遺言、金銭の

貸し借り、養育費の支払の約束、任意後見契約 など

○相談員

苫小牧公证役場公证人

垂石 善次

○その他

ご相談はいつでも無料です。

ご希望の方は、前日までに電話で予約をお願いします。

▼お問い合わせ先

0144-361-7769

北海道労働委員会からのお知らせ

『雇用のトラブルまず相談』

北海道労働委員会では、突然の解雇や賃金未払いなど、労働者個人と使用者間労働問題に関するトラブルの解決を支援する「個別的労使あっせん」を行っています。

労働問題に精通した公・労・使の各委員3人1組のあっせん員が当事者から事情を聴き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を図ります。

申請は簡単・無料で、秘密厳守のうえ、迅速に対応します。

札幌近郊以外の方には現地に赴いて申請受付やあっせんを行います。お気軽にご相談ください。

詳しくはホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rdf/sms/>
をご覧ください。

▼一般の労働相談は道の「労働相談ホットライン」をご利用ください。

フリーダイヤル
0120-8116105
月～金曜日 17時30分～20時
土曜日 13時～16時
(祝日・年末年始を除く)

※社会保険労務士が対応します。

▼「あつせん」窓口(相談・申請)
北海道労働委員会事務局調整課
011(204)5667
月～金曜日
8時45分～17時30分
(祝日・年末年始を除く)

〒060-8588
札幌市中央区北3条7丁目
道庁別館 10階

第67回全国労働衛生週間

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

それぞれの職場での安全衛生パトロール、スローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開しましょう。

【スローガン】

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

○実施事項

- ① 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故などの緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

▼お問い合わせ先

浦河労働基準監督署
0146-12212113

社会生活基本調査にご協力ください

よりよい未来を作るため。
総務省統計局(北海道)では、10月20日現在で社会生活基本調

査を実施します。

この調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施する調査です。

調査の目的は、1日の生活時間や過去1年間の活動の状況など社会生活の実態を明らかにし、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、少子高齢化対策、男女共同参画社会の形成など、各種行政施策のための基礎資料を得ることとしています。

調査対象は、統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約9万世帯(10歳以上の世帯員約20万人)です。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

●お問い合わせ

社会生活基本調査
コールセンター

0570-10317931

(IP電話・PHSの場合)

031674811973

北海道総合政策部情報統計局

統計課生活統計グループ

011-20415144

札幌弁護士会 ひだか弁護士相談センター 無料法律相談

【門別地区相談所での開催】※毎月第4火曜日開催予定

10月の相談日・・・25日(火)

□事前予約制 Tel.0146-42-8373
□相談時間 午後1時30分～午後4時00分

□予約時間 平日の午前10時～午後4時
□相談場所 門別公民館1階ミーティングルーム
(日高町門別本町210番地の1)

【新ひだか町での開催】

10月の相談日・・・3日(月)・5日(水)・12日(水)・17日(月)・19日(水)・24日(月)・26日(水)・31日(月)

□事前予約制 Tel.0146-42-8373
□相談時間 午後1時00分～午後3時00分

□予約時間 平日の午前10時～午後4時
□相談場所 ひだか弁護士相談センター
(新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号)

広告

広告募集欄

広告募集欄

広告募集欄